

## 【マレーシア】定年法の施行と最低賃金の引上げ

海外立法情報課・遠藤 聡

\* 2013 年 1 月 1 日、マレーシアで定年法が施行され、民間企業における定年が従来の通常 55 歳から 60 歳に引き上げられた。ただし、雇用主側の費用負担増大に配慮し猶予期間が定められたため、同法の規定が発効するのは 2013 年 7 月 1 日となる。2011 年国家賃金諮問会議法に基づき制定された人的資源省の最低賃金令も 1 月 1 日に施行され、最低賃金が引き上げられた。

### 1 マレーシアの定年制度

マレーシアの年金には、被用者積立基金を中核とする拠出型年金制度と公務員年金制度がある。公務員の場合は、年金法と法定機関及び地方自治体年金法によって年金支給年齢が定められている。2008 年に年金支給開始年齢が 56 歳から 58 歳に、2011 年に 60 歳へと引き上げられたことに伴い、定年が引き上げられた。これまでは、民間企業の被用者の定年について明確な法的基準はなかったが、被用者積立基金の引出し開始可能の年齢が 55 歳となっているため、55 歳を定年とする企業が多かった。被用者積立基金は、払込金額が少ない低所得者層では、生存中に積立金不足により積立金が支給されない場合もある。また、近年の平均寿命の上昇（男女計 75 歳、男性 72 歳、女性 76 歳）により、定年の引上げを求める要求が被用者側からされていた。

### 2 定年法の概要

定年法案は、2012 年 6 月 27 日に下院を、7 月 17 日に上院を通過し、8 月 16 日に官報で公示され、法の施行日は 2013 年 1 月 1 日とされた(注 1)。定年の引上げは、後述する 2012 年最低賃金令(注 2)による最低賃金の引上げとともに雇用主に財務上の負担を強いることになる。その後、政府と雇用主側との交渉を経て、同法の規定の発効が 2013 年 7 月 1 日まで延期されること、また 2013 年 2 月 28 日までに事業所から人的資源省に申請があった場合、2013 年 12 月 31 日まで 1 年間の遵守猶予期間を設けることが 2012 年 12 月 6 日に決定された(注 3)。同法の主な内容は次のとおりである。

#### (1) 定年の規定

被用者の定年は満 60 歳とし、人的資源相が同年齢以上の定年を定めた場合、その年齢が優先される(第 4 条)。雇用主は、定年より早期に被用者を退職させてはならず、違反した場合には 1 万リンギ(約 275 万円)以下の罰金に処せられる(第 5 条)。ただし、自己都合退職の場合にはこの限りではない(第 6 条)。同法の規定の適用前若しくは適用後に結ばれた労働契約又は団体協約で定めた 60 歳未満の定年は無効として、60 歳をもってこれに代えるものとする(第 7 条)。

## (2) 異議申立て及び調査

満 60 歳より早期に退職させられた被用者は、退職の日から 60 日以内に人的資源省の労働局長に異議を申し立てることができる（第 8 条）。労働局長は、事実関係の調査権限を有しており、異議申立てに理由がないと認めた場合にはその申立てを棄却し、早期退職であると判断した場合には雇用主に対して次の命令を下す。①被用者を従前の職に復職させ、退職の日から復職の日までの未払い賃金を被用者に支払う。②復職の代わりに、早期退職から 60 歳に達するまでの期間に支払われる賃金の額を超えない範囲で、被用者に補償金を支払う。

## (3) 適用除外者

定年法で規定する定年が適用されない者は、次に掲げる者である（第 2 条）。①連邦政府、州政府、法定機関又は地方機関によって報酬を支払われる常勤職員、臨時職員又は契約職員。②試用期間中の被用者。③実習契約で雇用されている実習生。④家事使用人。⑤一般従業員の労働時間の 70%を超えない平均労働時間で雇用されている者。⑥臨時雇用契約で雇用されている学生。ただし学業を離れている被用者及び定時制の学生である被用者は含まない。⑦24 か月を超えない有期契約で雇用されている者。⑧同法施行前に、55 歳以上で退職しその後再就職する者。

## 3 最低賃金の引上げ

2011 年国家賃金諮問会議法に従い、2012 年 7 月 16 日、人的資源相によって 2012 年最低賃金令が制定され、2013 年 1 月 1 日に施行された。同令の規定は、5 人を超える被用者を雇用する雇用主及び被用者数にかかわらず人的資源省が専門職として区分する職種の雇用主に対しては同年 1 月 1 日に、5 人以下の被用者を雇用する雇用主に対しては同年 7 月 1 日に実施される（第 2 条）。ただし、家事使用人に対しては適用されない。最低賃金は、西マレーシア（半島部）で月給 900 リンギ（約 2 万 5000 円）、時給 4.33 リンギ（約 119 円）、東マレーシア（サバ州、サラワク州）及びラブアン連邦領で月給 800 リンギ（約 2 万 2000 円）、時給 3.85 リンギ（約 106 円）とされた（第 4 条）。試用期間中の被用者に対しては、採用後 6 か月間は上記金額の 30%を超えない範囲内で賃金を減額できる（第 5 条）。同令で規定する最低賃金を下回らない等の条件であるかぎり、賃金体系変更交渉を禁じるものではない（第 6 条）。

注（インターネット情報は 2012 年 12 月 18 日現在である。）

(1) “Minimum Retirement Age Act 2012: Act 753.”

<[http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120816\\_AKTA%20753\\_BI\\_JW002810%20BI-MINIMUM%20RETIREMENT%20AGE%20ACT%202012.pdf](http://www.federalgazette.agc.gov.my/outputaktap/20120816_AKTA%20753_BI_JW002810%20BI-MINIMUM%20RETIREMENT%20AGE%20ACT%202012.pdf)>

(2) “Minimum Wage Order 2012.” <<http://www.mohr.gov.my/pdf/minimumwagesorder2012.pdf>>

(3) “Implementation of Minimum Retirement Age for Private Sector.”

<[http://www.mohr.gov.my/pdf/akhbar\\_umursara\\_ybmenteri\\_bi.pdf](http://www.mohr.gov.my/pdf/akhbar_umursara_ybmenteri_bi.pdf)>